

令和 8 年度事業計画書

基本方針

令和 7 年は夏の熱中症による救急搬送人員数が過去最多となるなど、気候変動による影響は日常生活における深刻な実害として一層顕在化した。このような危機的状況を踏まえ、我が国は 2050 年の温室効果ガス排出ネット・ゼロ達成に向け、同年 2 月に改定した地球温暖化対策計画において、2013 年度比で 2035 年度に 60%削減、2040 年度に 73%削減という新たな目標を定めた。またサーキュラーエコノミーやネイチャーポジティブに関する取組についても、資源循環の高度化や自然共生サイトの認定拡充など、法整備を通じて実装を加速化させている。

一方では懸念すべき逆行現象も表面化しつつある。米国ではトランプ政権の発足直後にパリ協定からの再離脱が決定され、従来の気候変動対策を否定する政策が展開されてきている。欧州においても、環境規制による負担増への反発から規制緩和を求める動きが顕在化している。さらに SNS 上では「地球温暖化は人為的なものではない」といった科学的根拠に反する誤情報が拡散し支持を集めるなど、世論の分断が進んでいるのが現状である。

しかしながら、実体経済を支える多くのグローバル企業は、こうした揺り戻しに動じることなく、脱炭素や資源循環経済への移行を一時的なブームではなく不可逆的な産業構造の変化であると捉え、持続可能な社会の実現こそが中長期的な競争力につながると判断し、対策の手を緩めることなく継続・強化している。政治的な不確実性や情報の錯綜が高まる現在において、環境問題に関する科学的根拠に基づいた正確な情報を広く普及させることは、これまで以上に極めて重要な意義を持つと言えるだろう。

日本環境協会は昭和 52 年の発足以来、その時代々々に即した環境情報の普及・環境活動の推進のためのソフト事業を展開してきた。現在は、持続可能な社会の建設という社会ニーズに合致する事業展開として、持続可能な生産と消費に貢献する環境ラベリング事業やグリーン購入推進事業、未来の持続可能な社会を担う子どもたちを育てていく環境教育事業を基幹業務として行っている。現下の環境保全の課題を踏まえ、令和 8 年度については、以下を基本方針とする。

- 改定された地球温暖化対策計画等に盛り込まれた脱炭素やプラスチック資源循環等の政策課題などに対応し、様々な主体の環境保全推進に資する取組を進める。
- ステークホルダーや関係団体との一層のコミュニケーションや連携を進め、協働によるシナジー効果の発揮に努める。
- 令和 9 年 3 月に協会設立 50 周年を迎えることを機に、改めてこれまで培ってきた協会の実績や資産を踏まえ、持続可能な社会の建設に貢献するための今後の事業展開のあり方について検討を進める。

事業の実施に当たっては、リソースの制約を踏まえ、成果が上がるようより一層の効率化・重点化に努める。

第1 環境ラベリング事業

エコマークは、製品のライフサイクル全体を考慮した認定基準と第三者による厳格な審査を特長とする日本で唯一のタイプ I 環境ラベル (ISO14024 準拠) であり、環境ラベルの中でも高い認知度 (80%超) を有する。近年、海外のタイプ I 環境ラベル機関との相互認証等の国際協力も急拡大しており、我が国の環境物品等の国際市場への円滑な進出にも寄与している。エコマークが消費者の商品選択や経済及び技術のイノベーションに広く利・活用されることを目指し、エコマークの価値の向上及び国際協力の推進に取り組む。

第五次循環型社会形成推進基本計画 (令和 6 年 8 月 2 日閣議決定) において循環経済への移行が「国家戦略として取り組むべき重要な政策課題」と位置づけられ、資源循環と経済の両立を目指す資源循環経済政策の下でリサイクル製品の市場が急拡大するなか、信頼性の高いラベリングとして市場を下支えする役割がエコマークに求められている。このような状況に対応し、令和 8 年度は、①再生/バイオマスプラスチックならびにケミカルリサイクルによる廃プラスチック等の循環の拡大に資する商品類型化、②プラスチック資源循環に係る認証の展開、③EC サイト連携 (サービス分野を含む) の認知度向上、④グリーン・ウォッシュへの対応、⑤欧州の最新動向の調査と影響・対応の検討を重点分野として取り組む。

また、エコマークは、2023 年 (令和 5 年) 3 月、ISO14024 タイプ I 環境ラベルの認証機関として、その認証能力が ISO/IEC 17065 「適合性評価-製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項」を満たすとして認定された。引き続き、エコマーク商品・サービスの監査及び基準適合試験などにより、信頼性の維持・強化に努める。

1 エコマーク事業

(1) 認定基準の策定

ア 新規商品類型の策定、既存商品類型の見直し

プラスチックについては、再生/バイオマスプラスチックならびにケミカルリサイクルによる廃プラスチック等の循環により、プラスチック原料の製造過程で新規投入される化石資源由来のナフサ等の削減や、ライフサイクル全体の CO₂ 排出量の削減に繋がることが期待されている。このため令和 8 年度も引き続き、プラスチック資源循環の拡大に資する商品類型化に重点的に取り組む。

<主な新規類型化・見直し>

- ・循環型ケミカルリサイクル (第 2 期¹)

¹ 第 1 期は、「ケミカルリサイクルプロセスによる廃棄物等の化学原料化プラントおよびその化学製品」の認定基準を制定。第 2 期は、第 1 期の認定対象である化学製品 (基礎化学品原料) を使用したプラスチック等の原料、中間資材等を認定する基準を検討。

- ・水道用直結加圧形ポンプユニット

※企画戦略委員会で選定された案件から順次着手（４～６テーマ／年）。

イ プラスチック資源循環に係る認証の展開

政府の「成長志向型の資源自立経済戦略」のうち、とりわけ再生材の利用拡大において信頼性確保の面で貢献していくため、再生材の確からしさをサイト単位（原料供給、樹脂製造、成型加工、ブランドオーナー等）で検証する仕組みを検討する。なお、政府の「プラスチック資源循環戦略」に基づく取り組みの推進と2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、新規投入されるプラスチックがバイオマス由来であることが主流化するまでの過渡期においてバイオマス割当プラスチックの活用が有効であることから、そのトレーサビリティの管理方法であるマスバランス方式²についても検討に含めることとする。産業界（業界団体等）や政府、有識者等とも連携して制度設計を進めることとし、令和8年度内の具体化を目指す。

また、現行商品類型No.118「プラスチック製品 Version2」の認定対象となっていない樹脂ペレット等の原材料をエコマーク商品として認証できるよう、既存商品類型や表示ルールの見直しを検討する。

ウ 他団体や認証制度との協働

グリーンビルディング認証制度（LEED (Leadership in Energy and Environmental Design)、WELL 認証(WELL Building Standard)など）にエコマーク認定の建材、清掃サービス、清掃資材等の活用を働きかけ、必要に応じて該当する認定基準の部分的な改定を行うなどにより、既存商品類型のさらなる普及と活性化を図る。

(2) 広報・宣伝活動の推進

ア 事業者への情報提供の強化

a. サービス分野の認知度向上のためのプロモーション

令和6年9月にエコマークのホテル・旅館の認証が Travalyst³の「信頼性の高い宿泊施設のサステナビリティ認証制度のリスト」に掲載されたことを受け、令和

² 原料から製品への加工・流通工程において、ある特性を持った原料（例：バイオマス由来原料）がそうでない原料（例：石油由来原料）と混合される場合に、その特性を持った原料の投入量に応じて、製品の一部に対してその特性の割当を行う手法をいう。

³ 旅行予約サイトや旅行業界における IT ソリューションを提供する世界的企業である Amadeus、Booking.com、Expedia Group、Google、Mastercard、Sabre、Skyscanner、Travelport、Trip.com Group、Tripadvisor、Visa が参画している非営利のグローバルパートナーシップ。2019年にサセックス公爵ハリー王子によって設立された。Booking.com 及び Google に掲載されるホテル・旅館の個別ページでは、このリストに掲載されたサステナビリティ認証が表示できるようになっている。

8年度は、旅行予約サイト等にエコマーク認証が表示されるように働きかけを進める。

b. 事業者の認知・取得促進のためのセミナー開催・業界フェアへの出展

令和8年度は、土木・建築や、サービス分野（清掃サービスなど）、プラスチック製容器包装、サービス分野の認定施設で採用される物品の製造メーカー等にエコマークの認知・取得促進を図るため、5回程度／年を目途にオンラインセミナーを開催する。また、関連する業界フェア（ビルメンヒューマンフェア&クリーン EXPO、TOKYO PACK、サーキュラーパートナーシップ EXPO など）に出展する。出展に当たっては、相乗効果を生み出すため認定取得促進セミナーを併設開催する。

c. 認証サービスの品質向上

令和5年9月に運用を開始した電子申請システムは、ブラウザ上で新規申請(エコマーク商品認定審査)や追加変更申請、WEB掲載情報等の変更手続きが行えるほか、過去の申請内容をクラウド上で一元管理できるなど、認定取得事業者にとって高い利便性を備えている。令和8年度は、この電子申請システムのプロモーションを強化することにより利用率をさらに高めるほか、分かり易いウェブサイト導線や申請様式への改善を行う。

また、顧客満足度調査の実施などを通じて、当協会が提供する認証サービスに対する要望等を把握し、ISO/IEC17065 のマネジメントシステムの PDCA による継続的な改善にも努める。

さらに、定期的に送信している「エコマーク広報」に加え、エコマーク事業の年次活動報告を作成し、認定取得事業者など関係者へ送付する。

d. グリーン・ウォッシュへの対応

昨今、欧州等で見せかけのグリーン対応であるグリーン・ウォッシュに対する目が厳しくなっており、法制化による規制を進める国や地域が増加している。グリーン・ウォッシュによる誤った情報に基づいて製品・サービスが選択されれば、実際には環境負荷低減につながらないばかりか、真摯に取り組む企業が正当に評価されず、不誠実な企業が利益を上げることとなり、公正な競争も阻害される。このため令和8年度は、エコマークウェブサイトや前記 b.のセミナー開催等を通じて、グリーン・ウォッシュ防止のために事業者等が注意すべき点や、第三者認証のエコマークを活用して自己宣言による環境主張の信頼性を高める方法等の情報提供を進める。

e. ISO14020 シリーズ改訂への対応

エコマークは、国際標準化機構の規格 ISO14020（製品環境に関する声明とプログラムー原則と一般要求事項）および ISO14024（環境ラベルおよび宣言・タ

タイプⅠ環境ラベル表示・原則および手続き)に則って運営されている。2022年(令和4年)にISO14020の改訂版が発効され、現在はISO14021(環境ラベル及び宣言—自己宣言による環境主張(タイプⅡ環境ラベル表示))及びISO14024、ISO14025(環境ラベル及び宣言—タイプⅢ環境宣言—原則及び手順)の改訂作業が進められている。今回の改訂では、タイプⅠ～Ⅲ環境ラベルの区分及び名称が廃止され、タイプⅠは「エコラベル(ISO 14024 準拠のみ)」、タイプⅡは「自己宣言型環境宣言プログラム」、タイプⅢは「EPD(環境製品宣言)」にそれぞれ変更となった。旧タイプⅡに適用される要求事項が厳格化されるなどの重要な変更も予定されているため、環境マーケティングにおいて玉石混交で表示されている環境ラベルの構図が一変することも予想される。このため令和8年度は、消費者の環境に配慮した購買行動と、事業者等の環境主張が後退しないよう、エコマークウェブサイトや前記b.のセミナー開催等を通じて、エコマークが国内唯一の「エコラベル」であることや、各区分のラベルの特徴や意味について情報提供を進める。

また、新たなISO14020シリーズが広く国内で参照されるよう、ISO14020シリーズのうちISO14020及びISO14021、ISO14024について、JIS化のための原案作成団体として活動できるよう関係省庁や利害関係者との協議を進める。

イ 消費者、自治体への情報提供の強化

a. 新ブランドコンセプト“Try ecologue.”の展開

消費者に対しエコマークの統一かつ一貫したブランドイメージを浸透させ、もってエコマーク認定商品/サービスのイメージ向上に資するため、令和6年12月のロゴデザイン変更とともにリリースした新ブランドコンセプト“Try ecologue.”を核としたリブランディング戦略を展開する。ウェブサイトや認定基準書などのタッチポイントを新ブランドコンセプトに統一する改修が完了したため、令和8年度は視覚的なコンテンツ(動画やインフォグラフィックなど)の作成・公開やSNSによる情報発信を進める。

b. エコマークの「信頼性」の訴求

認証制度の信頼性は、消費者がエコマーク商品を選択する前提条件である。しかし、他の環境ラベルや認証制度との明確な差別化ポイントである、科学的知見に基づきライフサイクル全体を考慮した厳しい基準、堅牢な認証スキーム、認証機関としての力量などが消費者に十分に伝わっていないという課題がある。このため、令和8年度は「信頼性」を重点テーマに据え、エコマークウェブサイトの新規ページや、消費者が気軽にアクセスできる動画やインフォグラフィックなどの作成・公開を進める。

c. SNS等のオンラインツールを通じた消費者とのコミュニケーション強化

既存のメールマガジンやウェブサイトに加え、外部 SNS 及びニュース発信ツール等を活用した消費者への情報発信を強化する。また、生成 AI の普及に対応した情報発信を進める。

d. エコマーク商品情報データの活用拡大

エコマークは、14 の通販サイト等とエコマーク認定商品の JAN コードデータを介したデータ連携を行っており、令和 6 年 10 月に Amazon.co.jp および法人・個人事業主向け EC「Amazon ビジネス」が開始した「Climate Pledge Friendly（クライメイト・プレッジ・フレンドリー）」⁴においても、エコマークが提供している JAN コードデータが活用されている。また、前記（2）ア a. の Travalyst の「信頼性の高い宿泊施設のサステビリティ認証制度のリスト」でも、エコマーク事務局が認定施設の情報を定期的にアップロードすることにより、旅行予約サイトに掲載されているホテル・旅館の ID と、エコマーク認定情報とのマッチングが行われている。

令和 8 年度は、まだ連携していない通販サイトや旅行予約サイトに参加を呼びかけるとともに、認定取得事業者のご協力のもと、JAN コードデータの登録数の増加に努める。

e. 公共調達におけるエコマーク活用の推進

エコマーク認定基準は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の「判断の基準」と上位互換の関係になるように設定しており、同法に基づく調達の参考として活用できるようになっている。特に、国等が重点的に調達を推進する「特定調達品目」22 分野 291 品目のうち、17 分野 138 品目（文具類、オフィス家具等、プラスチック製ごみ袋など）については、「判断の基準」に「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」が併記されている。公共調達におけるエコマーク活用が拡大するよう、グリーン購入ネットワーク（GPN）等と連携し、地方公共団体の調達担当者向けにエコマークの活用方法を説明するオンラインセミナーを開催する。

ウ ステークホルダーとのコミュニケーション強化

a. 「エコマークアワード」の実施

平成 22 年度より実施している表彰制度「エコマークアワード」については、公募開始時及び受賞者決定後のマスメディア広報を強化し、本表彰の社会的認知度のさらなる向上を目指す。

⁴ <https://www.aboutamazon.jp/news/sustainability/amazon-japan-launches-climate-pledge-friendly-program>

b. 多様な主体との連携・協働による情報発信

認定取得事業者やマスメディア、事業者、自治体、団体（消費者センター、GPN、こどもエコクラブ等）と連携・協働して、環境フェア・イベント（「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」など）参加や大阪 ATC グリーンエコプラザ内の常設展示「エコマークゾーン」等により、エコマークの普及のための情報発信を進める。

(3) 信頼性の堅持

ア 認定後の監査、報告徴収による再評価

エコマーク商品が継続的に認定基準に適合していることを確認するため、認定から一定期間が経過したエコマーク認定商品・サービスに対し、地域（海外製造を含む）や重点分野、公正性などを考慮したサンプリングによる現地監査（オンライン監査も併用）及び書面による報告徴収を行い、基準適合状況の再評価を行っている（令和7年度は現地監査55社、報告徴収121社を実施）。令和8年度は、監査実施スキームの見直しと効率化により、現地監査の実施件数を約60社／年程度に引き上げる。また、監査・再評価で認定取得事業者と直にコミュニケーションを取る機会を活用して、マーク表示、認定基準などへの理解を深め、基準逸脱等の未然防止と認定取得事業者のガバナンス向上を支援する。

イ 試験による基準適合の確認

エコマーク認定商品を市場から抜き取り購入し、基準適合試験を実施して認定基準への適合を確認する。該当事業者へ結果を通知することにより、認定取得事業者とのコミュニケーション推進及び認定商品・サービスの適切な製造販売・提供に役立てる。また、再生材料の含有を識別する試験方法など、現時点で確立されていない新たな試験方法の採用についても検討を進める。

ア及びイの結果をウェブサイトで周知することにより、基準逸脱を抑止し、エコマークへの信頼性の堅持につなげる。

2 環境ラベリングに係る国際協力

日本のエコマークと、海外の環境ラベルやグリーン公共調達との整合を図ることは、世界におけるエコマークの価値を高めるとともに、日本の優れた環境配慮型製品の国際展開にもつながる。令和8年度は、共通基準の拡充等の相互認証の深化、途上国への基準策定支援、日本エコマークを海外のグリーン公共調達の対象ラベルとなるようにすること等を戦略的に進める。

(1) 海外環境ラベルとエコマークの相互認証の推進

ア 日中韓三カ国環境ラベル機関の相互認証

環境省の推進する日本、中国、韓国の3カ国の政府間の取組である「日中韓環境ビジネス円卓会議 (TREB)」の下、平成17年度より3カ国間の相互認証の推進に取り組み、これまでに17品目について共通基準を策定した。

令和8年度は、新たな対象品目として「建築用防水材 (No.126「塗料、F 建築用塗料」、No.137「建築製品 (外装・外構工事関係用資材)、A-1. ルーフイング」)」の共通基準の検討を進める。

イ その他の環境ラベル機関との相互認証

エコマークは、現在、15カ国・11機関の海外環境ラベル機関 (北欧5カ国、韓国、中国、ニュージーランド、タイ、台湾、北米 (カナダ)、ドイツ、香港、シンガポール、スリランカ) と相互認証協定を締結している。

令和8年度は、令和5年に相互認証協定を締結したシンガポール環境協議会 (SEC) が運営するタイプI環境ラベル「グリーンラベル」との間で、6つ目の共通基準「清掃用資材 (薬剤)」の策定を進める。

(2) 国際的な動向への対応

2024年 (令和6年) 6月に発効した「不公正取引慣行に対する保護及びより良い情報提供を通じたグリーン移行のために消費者をエンパワーすることに関する指令 (2024/825)」によって、「不公正取引慣行指令 (2005/29/EC)」及び「消費者権利指令 (2011/83/EU)」が改正された。この改正により、企業と消費者間の取引における不公正な商行為を規制する一般法である「不公正取引慣行指令」は、「エコ」や「グリーン」などの曖昧な環境表現を禁止するとともに、認証制度または公的機関によって確立されていない持続可能性ラベルを表示することを、新たに不公正取引 (ブラックリスト) に指定した。また、2023年 (令和5年) 3月に欧州委員会が発表した「グリーン訴求指令案」は、環境主張を行う場合の科学的根拠や外部機関による検証、環境ラベルの透明性や実施主体の条件などを定めるものである⁵。上記2つの指令は、EU市場をビジネス機会とする日本事業者はもとより、日本国内における環境主張の在り方にも影響を及ぼすことが予想される。このため令和8年度も、引き続き、上記指令の関連情報の収集を進め、エコマーク認定取得事業者を含む産業界等に情報共有していくとともに、必要に応じて、政府機関と連携した取り組みやエコマークが上記指令に対応するための所要の準備を進める。

(3) 国際機関等との協働

ア 世界エコラベリング・ネットワーク (GEN)

⁵ 2025年6月に欧州委員会が法案を撤回する意向を発表し、欧州理事会は6月23日に予定されていた法案の最終案に関する三者協議の中止を決定。ただし、立法プロセスが正式に停止されたとの発表はないため、今後の動向が注目される。

ドイツ、北欧5カ国、中国、韓国、北米等の世界50以上の国・地域、38機関のタイプI環境ラベル運営団体に構成するGENの役員会メンバーとして、GENの会議等の活動に参画する。

イ 国連環境計画(UNEP)

UNEPが主導する「国連持続可能な消費と生産10年計画枠組み(10YFP)」が採択している6つのプログラムの一つである、適切な環境情報をいかに効果的に消費者に伝達するかを目的とした「コンシューマインフォメーションプログラム(CIP)」WG2に、アジア・オセアニア担当責任者として参加する。

ウ 環境ラベル、グリーン公共調達分野での途上国支援

国の請負事業も活用し、日本のエコマークやグリーン公共調達についての海外への情報発信、海外の環境ラベル及びグリーン公共調達におけるエコマーク活用の働きかけ、基準策定等の途上国支援を進める。

第2 グリーン購入の促進

1 グリーン購入の地方公共団体への普及・拡大

国の請負事業の受託を含め、国等と連携して、地方公共団体のグリーン購入や環境配慮契約の取組みを支援する。

令和8年度も、全国の地方公共団体の取組み実態調査を行うとともに、方針を策定・改定したり、組織的に取り組もうとしたりする団体に対して、都道府県等とも連携しながら、グリーン購入や環境配慮契約の実践を促す。個別の地方公共団体の支援においては、外部団体(エコアクション21、環境カウンセラー等)との連携などによる支援体制の拡充を検討する。

ゼロカーボンシティを宣言した地方公共団体の多くでは、温暖化対策実行計画の改定に合わせて、グリーン購入や環境配慮契約の取組をさらに推進しようとする動きがみられる。このため支援に際しては、温暖化対策として効果の大きい品目(空調や照明、OA機器等)のグリーン購入の実践方法を示すとともに、環境配慮契約法の普及啓発により再生可能エネルギー電力の比率の高い電力の調達の推進に取り組む。

グリーン購入ネットワーク(GPN)事業としてのセミナー、地方公共団体ランキング等も引き続き行う。

2 持続可能な調達の推進

GPNの事務局業務を受託し、以下の事業を中心に、企業の持続可能な調達の推進に向けて取り組む。

GPNが昨年度改定した「持続可能な調達アクションプログラム評価チェックリスト」は、自社の環境面・社会面の取組みのセルフチェックや取引先の取組状況の調査

に活用できるツールである。令和8年度は、GPNのネットワークを活用し、評価チェックリストの活用を会員企業に促すとともに、ESGの観点から、地元の中小企業の取組みの支援や評価を行っている地方銀行や信用金庫等との連携を検討する。

グリーン購入大賞は、「持続可能な調達」を通じたグリーン市場の拡大に貢献した取組やSDGsの目標達成に寄与する取組を表彰している。令和8年度は第27回を実施し、優秀事例を発掘する。

カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブ、人権デューディリジェンス等、時宜を得たテーマを幅広く取り上げてセミナーを開催する。また、GPNに参加する企業や地方公共団体、有識者等を共通の課題やニーズに応じてつなぐ等マッチング企画も行い、ネットワークの活用と拡大に努める。

カーボンニュートラルに向けた取組み機運を高めるために、カーボンニュートラルに関心を持つ企業・団体等を対象とした勉強会を催し、国内外の動向や事例等を学び合い、カーボンニュートラル製品・サービスを普及させるための提言の検討等を行う。

その他、調達者向けに情報提供を行う「エコ商品ねっと」をはじめ、製品・サービスの環境情報を掲載するウェブサイトを活用し、最新情報を提供する。

実施にあたっては、エコマークやこどもエコクラブ等の協会内のリソースを活用しながら、企業や地方公共団体、NPOやNGO等と連携し、相乗効果の創出を図る。

第3 環境教育、普及啓発事業の実施

協会は、設立以来、環境教育、普及啓発に取り組んで来ており、こどもエコクラブ事業を中心に、情報やプログラムの提供、活動への助言、他のクラブ・団体との交流機会の提供などを通して、3歳から18歳までの子ども・青少年の自発的・継続的な環境保全活動・環境学習をサポートしてきた。単発のイベント等とは異なり子どもたちが継続的に環境に関わるのが大きな特徴である。

令和8年度は、より多くの子どもたちに環境活動・環境学習体験の継続を促し、持続可能な社会を担う力を身につけてもらうことを目指して、「クラブの発表・交流の場の提供」、「企業・団体との連携・協働」をさらに進めていく。

1 こどもエコクラブ事業

こどもエコクラブ事業においては、気軽に参加できる環境イベントや教材・プログラム等の情報提供や活動の支援をさらに充実させる。2,500クラブ、メンバー数10万人の規模を念頭に置いて、ウェブサイト・SNSでの発信に加え、類似の活動を実践したり、環境教育・活動を支援推進する団体や地方公共団体事業との連携等により、子どもたちの環境活動の活性化を図る。

(1) 活動数・登録数の増加

活動に役立つ情報や時宜にかなった教材の提供等により、事業を活用した環境活動・学習の実践を増やす。クラブの活動データや提出された活動レポートにより、活動の状況を把握していく。

クラブに登録していない実践団体に対しては登録するメリットをわかりやすくアピールして登録を促す。地方公共団体等の環境活動・環境学習推進施策の対象になっている小中学校やユネスコスクールに加え、環境活動を実践している幼稚園・保育園、児童館、多様な環境活動コンクール等に参加している子どもの団体に対し、クラブ加入の働きかけを行う。併せて、子ども向けの環境情報紙を活用して広く登録を促進する。

(2) クラブの活動支援

登録しているクラブに対しては、LINE 等 SNS を活用した機動的な情報提供、こども環境相談室の相談員による活動への助言や質問・相談への対応、企業等との連携・協働機会の提供などにより、活動の継続・ステップアップを支援する。特に、企業団体との連携にて具体テーマを設定した活動レポート投稿キャンペーンを実施し、意欲のあるクラブや登録したばかりのクラブを後押しすることで、積極的に活動するクラブの増加を図る。

また、令和7年度より実施している「子どもの環境活動を支える大人のスキルアップ講座」を継続し、環境問題に関する最新の情報や、活動のスキルアップやプログラム企画のノウハウ等についての研修をオンラインなどで実施して、指導者の能力向上や世代交代に資する。

(3) 子どもたちの交流・発表の場の提供

こどもエコクラブをはじめ、学校やNPOなど環境活動をしている子どもたちの団体を対象とし、日頃の環境活動を発表してその経験を全国のなかまどシェアし合う交流の場を提供する。実施にあたっては、地方公共団体や子どもの環境学習の普及啓発を行っている企業・団体が実施している交流会や環境イベントと連携し、シナジーを生み出す。また子どもたちの発表に際しては、壁新聞・絵日記・デジタル作品、活動レポートなどの作成を推奨するとともに、交流時・交流後にもそれら成果物を活用する。

なお、一般の企業・団体に対しても、自社の事業や環境・社会への取り組みをアピールする機会として、交流の場での出展・協賛等を広く呼びかける。

2 教材・コンテンツの開発及び活用促進

これまでに蓄積した教材・コンテンツを改良・整理して提供するとともに、企業・団体が所有・実施している環境教育教材情報を収集し、ウェブサイトを通じて発信する。特に、喫緊の課題である気候変動対策・脱炭素を中心に、食品ロスやプラスチックごみなど子どもたちに身近な環境問題に関する教材をフォーカスしてとりあげる。

併せて、過年度に東京都で試行した「身近な樹木に親しみ木や葉っぱの役割を学ぶプログラム」、「地域の食材を使ったカレーを考えるカードゲーム」の全国簡易版を、気候変動について学ぶコンテンツとして地方公共団体等に広報する。

3 企業との連携・協働

国連持続可能な開発目標（SDGs）への取組みなどで環境教育に貢献したいと考える企業と連携し、教材・コンテンツの開発を行う。企業のニーズ・要望に沿いつつ企業が有するリソースも活用して教材を制作し、利用した子どもたちからのフィードバックとそれに基づく改善の提案というサイクルを通じて充実を図る。

また、クラブの活動状況のデータベースを活用して実践活動に関心のある企業とのマッチングを行い、地域での企業とクラブの協働活動の実施を目指す。

こどもエコクラブ事業との連携により、環境への関心の高い子どもたちとつながり、持続可能な社会を担う人材の育成に貢献するとともに、将来の有望人材の育成に資することを訴求する資料を作成し、GPN 会員をはじめとする企業・団体に連携を働きかける。関心を寄せてきた企業に対しては、その要望・ニーズに合わせた具体的な連携・協働策（教材・プログラムの制作・改良、イベントの企画・運営、コンテスト等の広報・応募促進等）を提案・実施する。

本事業への支援をいただいているパートナー会員（34 企業・団体）については、更なる連携・協働について積極的な提案を行い、支援の発展・継続を図る。

4 多様なステークホルダーとの連携

(1) 地方公共団体

地方公共団体の環境教育担当者を対象に、オンラインにて協会の環境教育事業の説明会等を開催し、地元のこどもエコクラブとの連携や協会の教材等の活用を呼び掛ける。説明会に参加した地方公共団体に対しては個別にフォローアップを行い、こどもエコクラブ事業を活用した具体的取組みを提案する。

また、教育委員会や小中学校に対しても、令和 3 年に文部科学省・環境省の連名で発出された通知「気候変動問題をはじめとした地球環境問題に関する教育の充実について」も踏まえ、本事業の資料・教材の提供や指導者向け講座の実施等の活用を提案する。

(2) 地域団体・NPO

地域の環境保全や、子どもの育成等の取組みを行う団体・NPO に対し、こどもエコクラブへの登録やクラブとの協働活動を促進する。併せて協会のオリジナル教材や収集している多種の教材・プログラムを紹介し、活用を呼びかける。また、それぞれが保有する資源（講師人材、教材、フィールド等）の相互利用等の協力を働き掛け、地域活動の活性化につなげる。

(3) ユース

こどもエコクラブ卒業生を中心メンバーとして平成 25 年度に結成した All Japan Youth Eco-Club や大学環境サークルの学生などのユース世代に、子どもたちの交流の場のサポートやプログラムのファシリテートを依頼し、子どもたちの将来モデルとして広く発信する。

5 事業の認知度向上

ウェブサイトやメディアへのリリース、地方公共団体の環境フェア等への出展ツール提供を通して、協会の環境教育の取組や人材育成に関する成果を積極的に発信する。

パートナー会員をはじめとする企業や実践団体との連携・協働の成果については、記事配信サービスも活用し、双方で協力して広くアピールする。

環境活動をしている子どもたちの交流の様子や各地のクラブの活動について、子ども向けの環境情報紙や地方紙などの多様なメディアに発信していく。

6 その他環境教育、普及啓発事業

昨年度実施した、こどもエコクラブ卒業生の現在のライフスタイルや仕事内容、環境配慮行動等にかかる調査結果や個々のインタビュー内容を取りまとめる。子どもの環境教育・学習の推進が持続可能な社会を担う人材育成につながるエビデンスとして、当該資料を行政、学校関係者、ESD 関連団体、支援企業等に発信する。

その他、国、地方公共団体、企業等が行う環境教育、普及啓発事業等の委託事業について、協会の教育事業との親和性が高く相乗効果が見込めるものの積極的受託を図る。

第 4 土壌環境保全対策事業の実施

土壌汚染対策法に基づく指定支援法人として、同法の周知を行うほか、同法に基づき実施される土壌汚染対策の円滑な推進のため、以下の支援業務に取り組む。

1 助成金交付

特定有害物質による土壌汚染の対策が必要な区域として指定された要措置区域において汚染の除去等の措置を講じる者に対して助成を行う都道府県等に対し、助成金の交付を行う。

2 相談・助言等

土壌汚染状況調査、要措置区域内の土地における汚染の除去等の措置及び形質変更時要届出区域内の土地における形質変更について、照会・相談対応及び助言を行う。

また、土地所有者等向けの相談窓口において助成に係る照会・相談対応及び助言を行う。

3 普及啓発

土壤汚染の環境リスクや土壤汚染対策、土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関する技術的事項について普及啓発を行う。また、土壤汚染対策基金及び支援業務について周知を図る。